

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会 評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人狭山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 前項で定める費用弁償について、狭山市または埼玉県の職員の身分にある者には適用しない。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年2月14日から施行する。

別表1 費用弁償の額
日額 2,000円